

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部
行 政局
文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

規 則

○北海道行政組織規則の一部を改正する規則……………（人事課）	87
○退職手当の基礎在職期間等に関する規則の一部を改正する規則……………（人事課）	87
○北海道職員等の大学院派遣研修費用の償還に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（人事課）	88
○住民基本台帳法施行条例施行規則の一部を改正する規則……………（市町村課）	88

告 示

○特定調達契約に係る資格に関する公示……………（広報広聴課）	88
○特定調達契約に係る入札の公告……………（広報広聴課）	89
○道営土地改良事業変更計画の決定……………（農業施設管理課）	90
○漁港区域内の放置禁止区域等の指定の一部改正……………（漁港漁村課）	90
○漁港区域内の遊泳禁止区域等の指定の一部改正……………（漁港漁村課）	90
○知事権限に係る保安林の指定の予定……………（治山課）	90
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定……………（治山課）	91
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課）	91
○森林法による通知に代える公示……………（治山課）	91
○道路の供用の開始……………（維持管理防災課）	91
○河川区域の廃止等により生じた廃川敷地等……………（維持管理防災課）	91
○河川区域の指定の一部改正……………（維持管理防災課）	92
○河川予定地の指定の一部改正……………（維持管理防災課）	92
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………（経理課）	92

総合振興局告示及び振興局告示

○特定調達契約に係る入札の公告（3件）……………	92
--------------------------	----

道教育庁教育局告示

○特定調達契約に係る資格に関する公示……………	96
○特定調達契約に係る入札の公告……………	97

道人事委員会規則

○公立の義務教育諸学校等の教育職員の週休日及び勤務時間の割振りの特例に関する規則……………	98
---	----

○農林漁業普及指導手当に関する規則の一部を改正する規則……………	99
○給与の支給に関する規則の一部を改正する規則……………	100
○通勤手当に関する規則の一部を改正する規則……………	100
○特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則……………	101
○初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則……………	101
○単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則……………	101
○北海道職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則……………	102
○北海道職員等の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則……………	102

道人事委員会告示

○準特地部局の指定の一部改正……………	102
---------------------	-----

規 則

北海道行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年2月26日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第9号

北海道行政組織規則の一部を改正する規則

北海道行政組織規則（昭和41年北海道規則第21号）の一部を次のように改正する。

別表第1の9の事項の表オホーツク総合振興局網走建設管理部女満別空港管理事務所の項を削る。

附 則

この規則は、令和3年3月1日から施行する。

退職手当の基礎在職期間等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年2月26日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第10号

退職手当の基礎在職期間等に関する規則の一部を改正する規則

退職手当の基礎在職期間等に関する規則（平成18年北海道規則第79号）の一部を次のように改正する。

第2条中第6号を第7号とし、第1号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 条例第19条の2第2項の規定により職員としての引き続きた在職期間とみなされる同項に規定する公共施設等運営権者役職員としての在職期間

附 則 この規則は、令和3年3月1日から施行する。 北海道職員等の大学院派遣研修費用の償還に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和3年2月26日 北海道知事 鈴木直道 北海道規則第11号 北海道職員等の大学院派遣研修費用の償還に関する条例施行規則の一部を改正する規則 北海道職員等の大学院派遣研修費用の償還に関する条例施行規則（平成18年北海道規則第160号）の一部を次のように改正する。 第4条中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。 (2) 道との間で公共施設等運営権実施契約（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第22条第1項に規定する公共施設等運営権実施契約をいう。）を締結した公共施設等運営権者（同法第9条第4号に規定する公共施設等運営権者をいう。） 附 則 この規則は、令和3年2月28日から施行する。 住民基本台帳法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和3年2月26日 北海道知事 鈴木直道 北海道規則第12号 住民基本台帳法施行条例施行規則の一部を改正する規則 住民基本台帳法施行条例施行規則（平成23年北海道規則第8号）の一部を次のように改正する。 第5条第2項第2号中「耐震基準適合既存住宅等」を「耐震基準適合既存住宅」に改め、同項第3号中「の用」を「若しくは耐震基準不適合既存住宅の用」に、「又は還付」を「若しくは還付」に改め、同項第5号を同項第6号とし、同項第4号中「又は所有」を「若しくは所有」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。 (4) 耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の減額若しくは還付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 附 則 この規則は、令和3年4月1日から施行する。 告 示 北海道告示第138号 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。 なお、この資格に係る調達とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。 令和3年2月26日 北海道知事 鈴木直道 1 資格及び調達をする特定役務の種類 令和3年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第4号に規定する特定役務の種類は、(3)に定めるものとする。 (1) 契 約 令和3年2月26日に一般競争入札の公告を行う令和3年度（2021年度）広報紙「ほっかいどう」制作及び配布業務 (2) 資 格 令和3年度（2021年度）広報紙「ほっかいどう」制作及び配布業務の資格（以下「資格」という。） (3) 特 定 役 務 の 種 類 令和3年度（2021年度）広報紙「ほっかいどう」制作及び配布業務 2 資 格 要 件 平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(9)までによるほか、次による。 (1) 道の指示に基づき、広報紙の制作及び配布等に関し、対面や各種通信手段の活用により速やかに協議できる体制が整っていること。また、書類受渡しのため来庁が可能であること。（1号の制作ごとに複数回実施。） (2) 資格審査を申請する日の直前2年間に、国又は地方公共団体と1の(1)に定める契約と種類をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。 3 資 格 要 件 の 特 例 平成16年北海道告示第447号の2の(3)による。 4 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法 (1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、令和3年2月26日（金）から同年3月18日（木）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午 令和3年（2021年）2月26日（金曜日） 北 海 道 公 報 第 1 8 4 号 88
--

前9時から午後5時までの間にしなければならない。

(2) 申請書類の入手方法

資格に関する事務を担当する組織で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量150グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、資格に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道総合政策部知事室広報聴課のホームページ（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/tkk/index.htm>）においてダウンロードすることができる。

(3) 申請の方法

資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失

平成16年北海道告示第447号の3の(1)及び(2)、4の(1)から(3)まで並びに5の(1)による。

6 資格に関する事務を担当する組織

- | | | |
|-------|---|-------------------------------|
| (1) 名 | 称 | 北海道総合政策部知事室広報聴課 |
| (2) 所 | 在 | 地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 |
| (3) 電 | 話 | 番 号 011-204-5110 |

北海道告示第139号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和3年2月26日

北海道知事 鈴木直道

1 入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務の名称及び数量

令和3年度（2021年度）広報紙「ほっかいどう」制作及び配布業務 一式

(2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 契約締結日から令和4年3月31日まで

2 入札に参加する者に必要な資格

令和3年北海道告示第138号に規定する令和3年度（2021年度）広報紙「ほっかいどう」制作及び配布業務に関する資格を有すること。

3 仕様書で示す企画提案書の提出期限、提出場所及び提出方法

- (1) 提出期限 令和3年3月18日（木）午後5時まで（送付による場合は、

必着）

(2) 提出場所

ア 提出先の名称 北海道総合政策部知事室広報聴課

イ 提出先の所在地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

(3) 提出方法 資格審査の申請と同時に提出可

4 契約条項を示す場所

北海道総合政策部知事室広報聴課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎11階共用会議室（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総合政策部知事室広報聴課）

- (2) 入札日時 令和3年4月7日（水）午後1時30分（送付による場合は、必着）

- (3) 開札場所 (1)に同じ。

- (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 4に同じ。

- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量150グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道総合政策部知事室広報聴課のホームページ（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/tkk/index.htm>）においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

(1) 入札の方法及び落札者の決定

この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2に規定する総合評価一般競争入札の方法によるので、入札に参加しようとする者は、入札書及びあらかじめ契約の対象となる役務の仕様書で指示している提案事項を記載した企画提案書を提出しなければならない。

また、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者のうち、地方自治法施行

令第167条の10の2第3項の規定による落札者決定基準により、価格その他の条件が最も有利なものをもって入札をした者を落札者とする。

なお、開札において、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者及びその入札価格のみを発表することとするが、落札者は、落札者決定基準に基づき、入札価格及び提案内容を評価の上、後日決定し、当該落札者及びその他の入札者に対し通知する。

(2) 落札者決定基準

落札者決定基準は、入札説明書による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

(1) 入札説明の日時及び場所

ア 日 時 令和3年3月3日(水)午後2時
イ 場 所 札幌市中央区北3条西7丁目
北海道庁別館庁舎地下1階大会議室B

(2) 契約に関する事務を担当する組織

ア 名 称 北海道総合政策部知事室広報広聴課
イ 所 在 地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
ウ 電 話 番 号 011-204-5110

11 Summary

- A Nature and quantity of the services to be procured : Production and distribution of public relations literature "Hokkaido" 1 (one) set
B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., April 7, 2021
C Contact : Public Relations and Opinions Division, Office of the Governor, Department of Policy Planning and Coordination, Hokkaido Government, Kita 3-jo Nishi 6-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan
Phone : 011-204-5110

北海道告示第140号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、令和3年3月1日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この計画の変更については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海

道知事に審査請求をすることができる。

また、この計画の変更については、この告示の日の翌日から起算して6か月以内に、北海道(訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となる。)を被告として、当該計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

令和3年2月26日

北海道知事 鈴木直道

地区名	事業の種類	縦覧場所
突出	区画整理、暗渠排水	北海道空知総合振興局
継立ため池1	農用地改良保全施設	同
藻内	同	北海道檜山振興局
釧路	区画整理	北海道釧路総合振興局

北海道告示第141号

平成16年北海道告示第485号(漁港区域内の放置禁止区域等の指定)の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から施行する。

令和3年2月26日

北海道知事 鈴木直道

狩場漁港(吹込地区)(せたな町)の項中「西防波堤、北防波堤、西防波堤北端東側角と北防波堤西端北側角を」を「西防波堤、第一突堤、北防波堤、第一突堤東端北側角と北防波堤西端北側角を」に改める。

北海道告示第142号

平成28年北海道告示第748号(漁港区域内の遊泳禁止区域等の指定)の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から施行する。

令和3年2月26日

北海道知事 鈴木直道

狩場漁港(吹込地区)(せたな町)の項中「西防波堤、北防波堤、西防波堤北端東側角と北防波堤西端北側角を」を「西防波堤、第一突堤、北防波堤、第一突堤東端北側角と北防波堤西端北側角を」に改める。

北海道告示第143号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

令和3年2月26日

北海道知事 鈴木直道

- 1 保安林予定森林の所在場所 函館市古武井町200・208（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島総合振興局産業振興部林務課及び函館市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第144号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

令和3年2月26日

北海道知事 鈴木直道

- 1 保安林予定森林の所在場所 勇払郡厚真町字幌内315の2（国有林）
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び厚真町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第145号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和3年2月26日

北海道知事 鈴木直道

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 紋別郡遠軽町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道オホーツク総合振興局産業振興部林務課及び遠軽町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第146号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容をむかわ町役場の掲示場に掲示した。

令和3年2月26日

北海道知事 鈴木直道

- 1 通知の内容 令和3年北海道告示第88号
- 2 所在が不明な者 薦森 一世、薦森 麻貴子、長岡 利兵

北海道告示第147号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道後志総合振興局小樽建設管理部に備え置いて、この告示の日から起算して2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年2月26日

北海道知事 鈴木直道

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
道道 泊共和線	岩内郡共和町発足59番4地先から 同郡共和町発足13番87地先まで	令和 3. 2.26

北海道告示第148号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、北海道後志総合振興局小樽建設管理部に備え置いて縦覧に供する。 令和3年2月26日 北海道知事 鈴木直道 1 河川の名称 二級河川堀株川水系中の川 2 廃川敷地等が生じた年月日 令和3年2月26日 3 廃川敷地等の位置 (右岸) 岩内郡共和町南幌似2番3地先から同714番1地先まで、同117番1地先から同25番1地先まで、同113番1地先、同113番2地先から同10番23地先まで、同602番2地先から同602番3地先まで、同59番3地先から同59番4地先まで、同89番8地先から同89番3地先まで、同92番2地先から同92番1地先まで、同92番1地先から同280番1地先まで、同280番1地先から同280番2地先まで及び同280番2地先から同172番8地先まで 4 廃川敷地等の種類及び数量 土地 13,816.45㎡	2 落札を決定した日 令和3年2月8日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏名 ウェルネット株式会社 (2) 住所 東京都港区虎ノ門1丁目3番1号 東京虎ノ門グローバルスクエア14F 4 落札金額 37,400,000円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 令和2年12月22日付け北海道告示第806号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名称 北海道出納局会計管理室経理課 (2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目
北海道告示第149号 昭和56年北海道告示第649号（河川区域の指定）の一部を次のように改正する。 その関係図面は、北海道後志総合振興局小樽建設管理部に備え置いて縦覧に供する。 令和3年2月26日 北海道知事 鈴木直道 表の2二級河川中の川の項図面の欄中「第2号図」を「第2号図の2」に改める。 北海道告示第150号 昭和56年北海道告示第650号（河川予定地の指定）の一部を次のように改正する。 その関係図面は、北海道後志総合振興局小樽建設管理部に備え置いて縦覧に供する。 令和3年2月26日 北海道知事 鈴木直道 表の2二級河川中の川の項図面の欄中「第2号図」を「第2号図の2」に改める。 北海道告示第151号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 令和3年2月26日 北海道知事 鈴木直道 1 落札者に係る特定役務の名称及び数量 北海道クレジットカード収納サービス導入業務 一式	総合振興局告示及び振興局告示 北海道渡島総合振興局告示第23号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。 令和3年2月26日 北海道渡島総合振興局長 鳴海拓史 1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称及び数量 乗用自動車の賃貸借（地域政策課） 一式（1月当たりの単価） 1台分 (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。 (3) 契約期間 令和3年6月1日から令和8年5月31日まで なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。 (4) 納入場所 入札説明書による。 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。

- (1) 令和2年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の賃貸借の資格を有すること。
 - (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
 - (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
 - (4) 当該調達する物品等に関し、仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。
 - (5) 当該調達する物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和3年2月26日（金）から同年3月12日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号
北海道渡島総合振興局総務課需品係
 - (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所
北海道渡島総合振興局総務課需品係
- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 函館市美原4丁目6番16号 渡島合同庁舎4階402号会議室
（送付による場合は、郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号 北海道渡島総合振興局総務課需品係）
 - (2) 入札日時 令和3年3月25日（木）午前10時30分（送付による場合は、同月23日（火）午後5時までに必着）
 - (3) 開札場所 (1)に同じ。
 - (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 6 入札保証金
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 7 一連の調達契約に関する事項
この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告
令和2年4月14日付け北海道渡島総合振興局告示第45号

- 8 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 4に同じ。
 - (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。
また、北海道渡島総合振興局のホームページ（<http://www.oshima.pref.hokkaido.lg.jp/index.htm>）においてダウンロードすることができる。
- 9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。
- 10 落札者と契約の締結を行わない場合
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- 11 その他
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(6)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。
契約に関する事務を担当する組織
- (1) 名称 北海道渡島総合振興局総務課需品係
 - (2) 所在地 郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号
 - (3) 電話番号 0138-47-9416
- 12 Summary
- A Nature and quantity of the products to be procured : Lease of Car 1 set
 - B Bid tendering date and time : 10 : 30 A.M., March 25, 2021
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., March 23, 2021)
 - C Contact : Administrative Division, Oshima General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Mihara 4-chome 6-16, Hakodate, Hokkaido 041-8558 Japan
Phone : 0138-47-9416
-
- 北海道宗谷総合振興局告示第6号**
次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。
令和3年2月26日

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

パーソナルコンピュータの賃貸借 一式（1月当たりの単価） 4台分

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 令和3年6月1日から令和9年5月31日まで

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

(4) 納入場所 北海道宗谷総合振興局総務課

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 令和2年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の賃貸借の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(5) 当該調達をする物品等に関し、仕様書に記載の要件を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和3年2月26日（金）から同年3月15日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 097-8558 稚内市末広4丁目2番27号
北海道宗谷総合振興局総務課需品係

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道宗谷総合振興局総務課需品係

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 稚内市末広4丁目2番27号 宗谷合同庁舎2階6号会議室
（送付による場合は、郵便番号 097-8558 稚内市末広4丁目2番27号 北海道宗谷総合振興局総務課需品係）

(2) 入札日時 令和3年3月23日（火）午前10時（送付による場合は、同月22日（月）午後5時までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告

令和2年7月21日付け北海道宗谷総合振興局告示第4号

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道宗谷総合振興局のホームページ（http://www.souya.pref.hokkaido.lg.jp/ts/sum/kki/buppin_kankei_nyusatu_baibai_tintaisyaku.html）においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道宗谷総合振興局総務課需品係

(2) 所在地 郵便番号 097-8558 稚内市末広4丁目2番27号

(3) 電話番号 0162-33-2910

12 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured : Lease of Personal Computer 4 sets

B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., March 23, 2021

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., March 22, 2021)

C Contact : Administrative Division, Souya General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Suehiro 4-chome 2-27, Wakkanai, Hokkaido 097-8558 Japan
Phone : 0162-33-2910

北海道十勝総合振興局告示第1004号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和3年2月26日

北海道十勝総合振興局長 水戸部 裕

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア 調達をする物品等の名称

カラー複合機の賃貸借（点検・調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。）一式（1台分に係る1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）

イ 調達台数及び調達予定枚数

3台及び1台1月当たり モノクロ 3,400枚、カラー 11,000枚

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 令和3年6月1日から令和8年5月31日まで

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 令和3年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の賃貸借の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (5) 当該調達をする物品等に関し、要求仕様書に記載の要件を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和3年2月26日（金）から同年3月25日（木）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 080-8588 帯広市東3条南3丁目1番地
北海道十勝総合振興局総務課需品係

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道十勝総合振興局総務課需品係

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 帯広市東3条南3丁目1番地 十勝合同庁舎4階AB会議室
（送付による場合は、郵便番号 080-8588 帯広市東3条南3丁目1番地 北海道十勝総合振興局総務課需品係）

(2) 入札日時 令和3年4月12日（月）午後2時（送付による場合は、同月9日（金）午後5時までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

(1)ア 名称及び数量 複写機及びその附属品の賃貸借 1台

イ 予定時期 令和3年5月頃

(2)ア 名称及び数量 複写機及びその附属品の賃貸借 1台

イ 予定時期 令和3年9月頃

(3)ア 名称及び数量 複写機及びその附属品の賃貸借 9台

イ 予定時期 令和4年1月頃

(1)から(3)までについては、入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。 8 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 4に同じ。 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 なお、郵送による交付を希望する場合は、A 4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量250グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。 また、北海道十勝総合振興局のホームページ（http://www.tokachi.pref.hokkaido.lg.jp/ts/sum/kki/kaikai/nyusatu-info.htm）においてダウンロードすることができる。 9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否 落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。 全ての入札金額（単価）が、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札書記載の入札総価額（各入札金額（単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額）が最低である者を落札者とする。 10 落札者と契約の締結を行わない場合 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。 11 そ の 他 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。 契約に関する事務を担当する組織 (1) 名 称 北海道十勝総合振興局総務課需品係 (2) 所 在 地 郵便番号 080-8588 帯広市東3条南3丁目1番地 (3) 電 話 番 号 0155-27-8508 12 Summary A Nature and quantity of the products to be procured : Lease of copying machine 3 sets B Bid tendering date and time : 2:00 P.M., April 12, 2021 (If mailed, bids must arrive no later than 5:00 P.M., April 9, 2021) C Contact : Administrative Division, Tokachi General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Higashi 3-jo Minami 3-chome 1, Obihiro, Hokkaido 080-8588 Japan Phone : 0155-27-8508	道 教 育 庁 教 育 局 告 示 北海道教育庁胆振教育局告示第10号 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。 なお、この資格に係る調達とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第327号）の適用を受ける。 令和3年2月26日 北海道教育庁胆振教育局長 山 上 和 弘 1 資格及び調達をする特定役務の種類 令和2年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第4号に規定する特定役務の種類は、(3)に定めるものとする。 (1) 契 約 令和3年2月26日に一般競争入札の公告を行うスクールバス運行委託業務 (2) 資 格 スクールバス運行委託業務に関する資格（以下「資格」という。） (3) 特 定 役 務 の 種 類 陸上運送サービス 2 資 格 要 件 平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(9)までによるほか、次による。 (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ロ（一般貸切旅客自動車運送事業）に該当する種別について同法第4条（一般旅客自動車運送事業）の許可を現に受けている者であること及び許可を受けている営業区域が北海道運輸局室蘭陸運支局の管轄区域内であること。 (2) 道路運送法第9条の2第1項の規定による旅客の運賃及び料金を定め、地方運輸局長へ届け出ている者であること。 3 資 格 要 件 の 特 例 平成16年北海道告示第447号の2による。 4 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法 (1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、令和3年2月26日（金）から同年3月12日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）毎日午前9時から午後5時まで（最終日のみ午前11時まで）の間にしなければならない。
---	---

- (2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。
なお、北海道教育庁胆振教育局のホームページ（<http://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ibk/index.htm>）においてダウンロードすることができる。
- (3) 申請の方法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。
- 5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失
平成16年北海道告示第447号の3の(1)及び(2)、4の(1)並びに5の(1)及び(2)による。
- 6 資格に関する事務を担当する組織
- (1) 名 称 北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室
- (2) 所 在 地 郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル3階
- (3) 電 話 番 号 0143-24-9889

北海道教育庁胆振教育局告示第11号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和3年2月26日

北海道教育庁胆振教育局長 山 上 和 弘

1 入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務の名称及び調達予定数量

ア 北海道室蘭養護スクールバス運行委託業務

- (ア) 室蘭コースA 1日2運行 95日（1日当たりの単価）
(イ) 室蘭コースB 1日3運行 111日（1日当たりの単価）
(ウ) 登別コースA 1日2運行 95日（1日当たりの単価）
(エ) 登別コースB 1日3運行 111日（1日当たりの単価）
(オ) 伊達コースA 1日2運行 95日（1日当たりの単価）
(カ) 伊達コースB 1日3運行 111日（1日当たりの単価）

イ 北海道室蘭養護学校スクールバス増便運行委託業務

室蘭コースA 1日2運行 206日（1日当たりの単価）

ウ 北海道苫小牧支援学校スクールバス運行委託業務

- (ア) 東便A 1日3運行 195日（1日当たりの単価）
(イ) 東便B 1日2運行 6日（1日当たりの単価）

- (ウ) 中央便A 1日2運行 195日（1日当たりの単価）
(エ) 中央便B 1日3運行 6日（1日当たりの単価）
(オ) 西便A 1日3運行 195日（1日当たりの単価）
(カ) 西便B 1日2運行 6日（1日当たりの単価）

(2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

(4) 履行場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

北海道教育庁胆振教育局告示第10号に規定するスクールバス運行委託業務に関する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル3階大会議室A（郵送による場合は、郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号 北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室）

(2) 入 札 日 時 令和3年3月18日（木）午前10時30分（送付による場合は、同月17日（水）午後4時までに必着）

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

5 入 札 保 証 金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 3に同じ。

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道教育庁胆振教育局のホームページ（<http://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ibk/index.htm>）においてダウンロードすることができる。

7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

全ての入札金額（単価）が、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札書記載の入札総価額（各入札金額（単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額）が最低である者を落札者とする。 なお、入札書には積算内訳書を添付することとし、開札後、当該積算内訳書を審査し、地方運輸局長へ届け出た運賃・料金をもとに積算された入札金額（単価）であることの確認を行う。この場合において、当該積算内訳書に不備等がある場合は、当該積算内訳書に係る入札を無効とする。 8 落札者と契約の締結を行わない場合 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約を行わない。 9 そ の 他 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(6)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。 契約に関する事務を担当する組織 (1) 名 称 北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室 (2) 所 在 地 郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル3階 (3) 電 話 番 号 0143-24-9889 10 Summary A Nature and quantity of the services to be procured : a School Bus Subcontracting Service (Muroran course) twice/day 95 days b School Bus Subcontracting Service (Muroran course) three times/day 111 days c School Bus Subcontracting Service (Noboribetsu course) twice/day 95 days d School Bus Subcontracting Service (Noboribetsu course) three times/day 111 days e School Bus Subcontracting Service (Date course) twice/day 95 days f School Bus Subcontracting Service (Date course) three times/day 111 days g Increased Number Of School Bus Subcontracting Service (Muroran course) twice/day 206 days h School Bus Subcontracting Service (West course) twice/day 195 days i School Bus Subcontracting Service (West course) three times/day 6 days j School Bus Subcontracting Service (Central course) twice/day 195 days k School Bus Subcontracting Service (Central course) three times/day 6 days l School Bus Subcontracting Service (East course) twice/day 195 days m School Bus Subcontracting Service (East course) three times/day 6 days	B Bid tendering date and time : 10 : 30 A.M., March 18, 2021 (If mailed, bids must arrive no later than 4 : 00 P.M., March 17, 2021) C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Iburi District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, 1-chome 1-4, Kaigan-cho, Muroran, Hokkaido 051-8558 Japan Phone : 0143-24-9889
道 人 事 委 員 会 規 則	
	公立の義務教育諸学校等の教育職員の週休日及び勤務時間の割振りの特例に関する規則をここに公布する。 令和3年2月26日 北海道人事委員会委員長 楢 田 信 知 北海道人事委員会規則13-105 公立の義務教育諸学校等の教育職員の週休日及び勤務時間の割振りの特例に関する規則（趣旨） 第1条 この規則は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年北海道条例第61号。以下「条例」という。）第9条第3項第8号及び第10条第1項の規定に基づき、条例第2条第2項に規定する教育職員（以下「教育職員」という。）の週休日及び勤務時間の割振りの特例に関し必要な事項を定めるものとする。 （勤務することを要しない時間の指定） 第2条 条例第10条第1項に規定する4週間を超えない期間は、4週間とする。ただし、服務監督教育委員会（条例第8条に規定する服務監督教育委員会をいう。以下同じ。）が、教育職員の健康及び福祉を考慮して必要があると認めるときは、この限りでない。 2 条例第10条第1項の規定による勤務することを要しない時間の指定は、15分を単位として行うものとする。 3 条例第10条第1項の規定により勤務することを要しない時間を指定する場合は、同項に規定する変形労働期間内の日の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について行わなければならない。ただし、服務監督教育委員会が、業務の運営並びに教育職員の健康及び福祉を考慮して必要があると認めるときは、この限りでない。 （学校職員勤務時間等規則の規定の適用に関する読替え） 第3条 服務監督教育委員会が条例第9条第1項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定めた場合における北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（北海道人事委員会規則13-43。以下この条において「学校職員勤務時間等規則」という。）第3条第3項

及び第22条の規定（これらの規定を市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（北海道人事委員会規則13－2）第2条において準用する場合を含む。）の適用については、同項中「の規定に基づき勤務日（同条」とあるのは「（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年北海道条例第61号。以下「給特条例」という。）第9条第7項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定に基づき勤務日（条例第6条」と、「第9条の2第1項」とあるのは「第9条の2第1項（給特条例第9条第7項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、学校職員勤務時間等規則第22条中「規定」とあるのは「規定（これらの規定を公立の義務教育諸学校等の教育職員の週休日及び勤務時間の割振りの特例に関する規則（北海道人事委員会規則13－105）第3条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

附 則

（施行期日）

- この規則は、令和3年4月1日から施行する。
（北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正）
- 北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を次のように改正する。
第2条第1項中「条例第4条第1項に規定する週休日」を「勤務時間を割り振らない日」に、「勤務日（条例第6条に規定する勤務日をいう。以下同じ。）」を「同条第1項の規定により勤務時間が割り振られた日」に改め、同条第2項第2号中「勤務日」を「条例第5条第1項の規定により勤務時間が割り振られた日」に改める。
第3条第2項中「学校職員」を「職員」に改め、同条第3項中「勤務日を」を「勤務日（同条に規定する勤務日をいう。以下同じ。）を」に、「第11条第1項」を「第9条の2第1項」に改める。
第4条中「第2条第2項で」を「第3条第2項に」に改める。
第5条の2第2項第2号中「以下この項において「任期付職員条例」を「以下「任期付職員条例」に改める。
第6条の2第1号中「第2条第3項で」を「第2条に」に、「同条第4項で」を「同条に」に改め、同条第2号中「第2条第2項、同条第3項及び第4項」を「第3条第2項から第4項まで」に改める。
第7条第1項第2号中「一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年北海道条例第67号）」を「任期付職員条例」に改める。
第7条の2中「非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改める。
第9条第1項ただし書中「すべて」を「全て」に改め、同条第2項第4号中「のうち、」を「のうちに」、「及び」を「であるもの及び」に、「場合」を「職員」に改める。
第11条第4項ただし書及び第5項中「すべて」を「全て」に改める。

農林漁業普及指導手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年2月26日

北海道人事委員会委員長 楯 田 信 知

北海道人事委員会規則7－1416

農林漁業普及指導手当に関する規則の一部を改正する規則

農林漁業普及指導手当に関する規則（北海道人事委員会規則7－232）の一部を次のように改正する。

第3条第1項を次のように改める。

- 第3条** 農林漁業普及指導手当の支給の要件は、月の初日から末日までの間において、北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成10年北海道条例第3号）第3条第1項、第4条及び第5条の規定により定められた週休日、同条例第9条の2第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について同項に規定する時間外勤務代休時間を指定された日並びに給与条例第13条に規定する祝日法による休日等及び年末年始の休日等以外の日（以下「勤務を要する日」という。）のうち、給与条例第20条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事務（以下「普及事務」という。）に従事している日及び次に掲げる負傷若しくは疾病によるものとして承認された休暇の事由により勤務をしていない日の合計がその月の勤務を要する日の合計の2分の1以上であることとする。
- 公務上の負傷若しくは疾病又は地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号。以下「災害補償法」という。）第2条第2項及び第3項に規定する通勤による負傷若しくは疾病（外国の地方公共団体の機関等に派遣される北海道職員等の処遇等に関する条例（昭和63年北海道条例第1号）第3条第1項に規定する派遣職員の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病又は災害補償法第2条第2項及び第3項に規定する通勤による負傷若しくは疾病を含む。）
 - 公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する条例（平成13年北海道条例第54号）第3条第1号に規定する派遣職員の派遣先団体（同条例第2条第3項第1号に規定する派遣先団体をいう。）の業務上の負傷若しくは疾病又は労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「保険法」という。）第7条第2項及び第3項に規定する通勤による負傷若しくは疾病
 - 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者の特定法人（同条第1項に規定する特定法人をいう。）の業務上の負傷若しくは疾病又は保険法第7条第2項及び第3項に規定する通勤による負傷若しくは疾病
 - 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第79条第1項に規定する地方派遣職員の公共施設等運営権者（同法第9条第4号に規定する公共施設等運営権者をいう。）の業務上の負傷若しくは疾病又は保険法第7

条第2項及び第3項に規定する通勤による負傷若しくは疾病

附 則

この規則は、令和3年3月1日から施行する。

給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年2月26日

北海道人事委員会委員長 鯨 田 信 知

北海道人事委員会規則7-1417

給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

給与の支給に関する規則（北海道人事委員会規則7-280）の一部を次のように改正する。
第22条を次のように改める。

第22条 職員が、月の1日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合（次に掲げる場合を除く。）は、管理職手当は、支給することができない。

(1) 道職員給与条例第21条第1項、学校職員給与条例第21条第1項又は警察職員給与条例第26条第1項の場合

(2) 次のアからエまでに掲げる負傷又は疾病により、承認を得て勤務しなかった場合

ア 公務上の負傷若しくは疾病又は地方公務員災害補償法第2条第2項及び第3項に規定する通勤による負傷若しくは疾病（外国派遣条例第3条第1項に規定する派遣職員（以下「外国派遣職員」という。）の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病又は地方公務員災害補償法第2条第2項及び第3項に規定する通勤による負傷若しくは疾病を含む。）

イ 公益的法人等派遣条例第3条第1号に規定する派遣職員（以下「公益的法人等派遣職員」という。）の派遣先団体（同条例第2条第3項第1号に規定する派遣先団体をいう。以下同じ。）の業務上の負傷若しくは疾病又は労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項及び第3項に規定する通勤による負傷若しくは疾病

ウ 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者（以下「退職派遣者」という。）の特定法人（同条第1項に規定する特定法人をいう。以下同じ。）の業務上の負傷若しくは疾病又は労働者災害補償保険法第7条第2項及び第3項に規定する通勤による負傷若しくは疾病

エ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第79条第1項に規定する地方派遣職員（以下「地方派遣職員」という。）の公共施設等運営権者（同法第9条第4号に規定する公共施設等運営権者をいう。以下同じ。）の業務上の負傷若しくは疾病又は労働者災害補償保険法第7条第2項及び第3項に規定する通勤による負傷若しくは疾病

第24条第3号エ中「退職派遣者（）」を「退職派遣者及び地方派遣職員（いずれも）」に改める。

第29条の6第2項第6号中「公務上の負傷若しくは疾病若しくは地方公務員災害補償法第2条第2項及び第3項に規定する通勤による負傷若しくは疾病、公益的法人等派遣職員の派遣先団体の業務上の負傷若しくは疾病若しくは労働者災害補償保険法第7条第2項及び第3項に規定する通勤による負傷若しくは疾病又は退職派遣者の特定法人の業務上の負傷若しくは疾病若しくは労働者災害補償保険法第7条第2項及び第3項に規定する通勤による負傷若しくは疾病」を「第22条第2号アからエまでに掲げる負傷又は疾病」に、同項第11号中「公務上の負傷若しくは疾病若しくは地方公務員災害補償法第2条第2項及び第3項に規定する通勤による負傷若しくは疾病、公益的法人等派遣職員の派遣先団体の業務上の負傷若しくは疾病若しくは労働者災害補償保険法第7条第2項及び第3項に規定する通勤による負傷若しくは疾病又は退職派遣者の特定法人の業務上の負傷若しくは疾病若しくは労働者災害補償保険法第7条第2項及び第3項に規定する通勤による負傷若しくは疾病」を「第22条第2号アからエまでに掲げる負傷又は疾病により承認を得て勤務しなかった場合」に改める。

第35条の3第2項第2号を次のように改める。

(2) 分限条例第1条の2第2号の規定に該当して休職にされた場合は、100分の70以内（職員が次のアからエまでに掲げる災害を受けたと認められる場合は、100分の100以内）

ア 公務上の災害又は地方公務員災害補償法第2条第2項及び第3項に規定する通勤による災害（外国派遣職員の派遣先の業務上の災害又は地方公務員災害補償法第2条第2項及び第3項に規定する通勤による災害を含む。）

イ 公益的法人等派遣職員の派遣先団体の業務上の災害又は労働者災害補償保険法第7条第2項及び第3項に規定する通勤による災害

ウ 退職派遣者の特定法人の業務上の災害又は労働者災害補償保険法第7条第2項及び第3項に規定する通勤による災害

エ 地方派遣職員の公共施設等運営権者の業務上の災害又は労働者災害補償保険法第7条第2項及び第3項に規定する通勤による災害

附 則

この規則は、令和3年3月1日から施行する。

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年2月26日

北海道人事委員会委員長 鯨 田 信 知

北海道人事委員会規則7-1418

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当に関する規則（北海道人事委員会規則7-284）の一部を次のように改正する。

第13条の2中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「民間資金法」という。）第9条第4号に規定する公共施設等運営権者

第15条中「人事交流等又は公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第1項の規定による採用」を「次に掲げる事由」に改め、同条に次の3号を加える。

- (1) 人事交流等
- (2) 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第1項の規定による採用
- (3) 民間資金法第79条第1項に規定する地方派遣職員としての在職に引き続く職員としての採用

附 則

この規則は、令和3年3月1日から施行する。

特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年2月26日

北海道人事委員会委員長 楢 田 信 知

北海道人事委員会規則7-1419

特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特勤勤務手当等に関する規則（北海道人事委員会規則7-357）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「人事交流等又は公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号。以下「公益的法人等派遣法」という。）第10条第1項の規定による採用」を「次に掲げる事由」に改め、同項に次の3号を加える。

- (1) 人事交流等
- (2) 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第1項の規定による採用
- (3) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第79条第1項に規定する地方派遣職員としての在職に引き続く職員としての採用

第6条第2項第1号中「第2項第1号」を「第2条第1項」に改め、同項第2号中「人事交流等若しくは公益的法人等派遣法第10条第1項の規定による採用」を「前項各号に掲げる事由」に改め、同条第3項第1号中「人事交流等又は公益的法人等派遣法第10条第1項の規定による採用」を「第1項各号に掲げる事由」に改める。

附 則

この規則は、令和3年3月1日から施行する。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年2月26日

北海道人事委員会委員長 楢 田 信 知

北海道人事委員会規則7-1420

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（北海道人事委員会規則7-405）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「第10条第1項」の次に「若しくは民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「民間資金法」という。）第79条第1項」を加え、「「退職派遣者」という。）」の次に「、民間資金法第79条第1項に規定する地方派遣職員（以下「地方派遣職員」という。）」を加える。

第16条中「人事交流等又は」を「人事交流等、」に改め、「採用」の次に「又は民間資金法第79条第1項に規定する地方派遣職員としての在職に引き続く職員として採用されたこと」を加え、第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

- (8) 地方派遣職員

附 則

この規則は、令和3年3月1日から施行する。

単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年2月26日

北海道人事委員会委員長 楢 田 信 知

北海道人事委員会規則7-1421

単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

単身赴任手当に関する規則（北海道人事委員会規則7-754）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「人事交流等又は公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号。以下「公益的法人等派遣法」という。）第10条第1項の規定による採用」を「次に掲げる事由」に改め、同項に次の3号を加える。

- (1) 人事交流等
- (2) 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第1項の規定による採用
- (3) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第79条第1項に規定する地方派遣職員としての在職に引き続く職員としての採用

第5条第2項第6号イ中「職員以外の地方公務員等であった者から引き続き人事交流等又は公益的法人等派遣法第10条第1項の規定による採用をされたもの及びアに掲げる事由に該

当するもの」を「アに掲げる事由に該当するもの及び職員以外の地方公務員等であった者から引き続き前項各号に掲げる事由により採用されたもの」に改め、同項第7号中「人事交流等若しくは公益的法人等派遣法第10条第1項の規定による採用」を「第1項各号に掲げる事由」に改める。

附 則

この規則は、令和3年3月1日から施行する。

北海道職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年2月26日

北海道人事委員会委員長 欽 田 信 知

北海道人事委員会規則13－104

北海道職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

北海道職員の勤務時間、休暇等に関する規則（北海道人事委員会規則13－42）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「第11条第1項」を「第9条の2第1項」に改める。

第5条の2第2項第2号中「以下この項において「任期付職員条例」を「以下「任期付職員条例」に改める。

第6条の2第2号中「第2条第2項、同条第3項及び第4項」を「第2条第2項から第4項まで」に改める。

第7条第1項第2号中「一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年北海道条例第67号）」を「任期付職員条例」に改め、同条第2項中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第9条第4号に規定する公共施設等運営権者

第7条の2中「非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改める。

第9条第1項ただし書中「すべて」を「全て」に改め、同条第2項第4号中「のうち、」を「のうちに、」及び「を」を「であるもの及び」に、「場合」を「職員」に改める。

第11条第4項ただし書及び第5項中「すべて」を「全て」に改める。

附 則

この規則は、令和3年3月1日から施行する。

北海道職員等の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年2月26日

北海道人事委員会委員長 欽 田 信 知

北海道人事委員会規則17－15

北海道職員等の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

北海道職員等の育児休業等に関する規則（北海道人事委員会規則17－0）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号中「「退職派遣者」という。）」の次に「又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「民間資金法」という。）第79条第1項に規定する地方派遣職員（以下「地方派遣職員」という。）」を加え、同条第2項に次の3号を加える。

(11) 地方派遣職員の民間資金法第9条第4号に規定する公共施設等運営権者（以下「公共施設等運営権者」という。）の業務上の負傷又は疾病により勤務しなかった期間

(12) 地方派遣職員の労働者災害補償保険法第7条第2項及び第3項に規定する通勤による負傷又は疾病により勤務しなかった期間

(13) 地方派遣職員であった期間のうち公共施設等運営権者に勤務した期間（休暇の期間その他勤務しないことにつき承認を受けた期間を含む。）

附 則

この規則は、令和3年3月1日から施行する。

道 人 事 委 員 会 告 示

北海道人事委員会告示第2号

平成28年北海道人事委員会告示第6号（準特地部局の指定）の一部を次のように改正し、令和3年3月1日から施行する。

令和3年2月26日

北海道人事委員会委員長 欽 田 信 知

アの表オホーツク総合振興局の項中

「大空町女満別中央
オホーツク総合振興局網走建設管理部女満別空港管
理事務所」を

削る。